

中国共産党政権下における宗教

—宗教政策を中心として—

関口泰由

日本大学大学院総合社会情報研究科

Religions under the Chinese Government of the Communist Party

Concerning religious policies

SEKIGUCHI Yasuyoshi

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

”The Theory of Three Representations” that was proclaimed by Mr. Jiang Zemin at the 16th Party Congress in November 2002 enabled the Communist Party of China (CPC) to transform itself and strengthen its regime by allowing private enterprisers to join the CPC. While maintaining its economic growth, China needs to undertake political reform. It is Chinese People themselves who determine such economic and political policy direction and its speed. In this sense, it is important for us to further analyze situation and disposition of the people of China.

The author analyzed Chinese people’s situation and disposition from a viewpoint of religious policies in China. The author’s research demonstrates that the current Chinese government’s policy on religious affairs is not different from that of early days of the Communist China. While freedom of religion is guaranteed in the Constitution, freedom of propagation is still subject to restriction by the government.

はじめに

2002年11月の第16回党大会において江沢民が打ち出した「三つの代表論」によって、中国共産党は、私営企業家の入党を認めるといふ党改革を成し遂げ、体制の強化と延命を図った。中国は今後、経済成長と共に政治改革も進めなければならないであろうが、その方向性と速度を決めるのは、他でもない中国国民自身である。はたして中国が、欧米に近い議会制民主主義国家に変貌していくのか、それとも、共産党独裁体制の枠内での変革に留まるのか、その鍵は現代の中国国民が今後何を希求するかにかかっている。その意味で、もっと我々は、現代中国人の立場や志向を分析する必要があるのではないだろうか。

現代の中国国民の思想や行動形態は、近代中国国

家体制の影響を受けて形成されてきたものと考えられる。よって、経済面ではWHOへの加盟などにより世界標準化が進んでいるからといって、人々の思想形態まで欧米化していると安易に見なすのは拙速である。何故ならば、彼らは、西側の国々とは明らかに異なった歴史と政治形態の下で今日まで暮らしてきた人々だからである。

しかしながら、鉄のカーテンの向こうに長らく隠されていた戦後の中国国民の生活や行動を分析した研究はさほど多く存在しない。よって、現代中国の一般市民が社会主義政治体制下で、どのように生きて来たのかを知ることは意外に困難なのである。

そこで筆者は、本稿において、共産党政権下における中国国民が、どのような立場に置かれ、どのような経験を重ねてきたかを分析する切り口として「宗教」をテーマに取り、政治と国民の営みの関係

について考察を試みようとするものである。分析方法としては、共産党政権下の宗教と宗教政策を、その「草創期」「文革期」「改革開放期」に分けて考察し、さらに、日本の宗教法人法との比較を通して中国の宗教政策の性格を分析した。

いずれにせよ、現在1億人は存在するといわれている⁽¹⁾中国の宗教者の動向を分析することは、今後の中国社会の行く末を占う意味でも重要である。

1. 毛沢東、周恩来の宗教に対する理念の相違

中国共産党政権の宗教政策の原型は建国期に形成されたので、当然ながら、当時の社会状況や指導者層の理念が反映されたものであった。

毛沢東は、社会主義思想に立脚していたが故に、宗教や民間信仰の存在を否定的にみていた。それは『毛澤東選集』の「湖南農民運動視察報告」等に鮮明に表れている⁽²⁾。

しかし、毛沢東は、その心底で宗教を迷信としながらも、新中国建設前夜、抗日戦争と国民党との内戦を勝ち抜くために、広大な信教群集との統一戦線の建設を画策した。1940年の『新民主主義論』の中で、毛沢東は、「共産党員は、唯心論者の宗教者とさえ政治行動上の反帝国主義、反封建主義の統一戦線を建立する。但し、決して彼らの唯心論的宗教教義に賛同することは出来ない」と述べている。さらに、1934年10月に開始した「長征」の経験を通して、とりわけ少数民族の支持を得るためには、彼らの習俗習慣と宗教信仰の自由を保障することが必要であると学んだ毛沢東は、1945年の『連合政府論』の中で、信教の自由政策について、「人民の言論、出版、思想、信心は最も重要な自由である。中国国内、特に解放区内では徹底的に実現している自由である。・・・解放区では信教の自由の原則と各派の宗教の存在を許容する。キリスト教、カトリック、回教（イスラム教）、仏教やその他の宗教のいずれであっても、信徒が人民政府の法律を守るのであれば、人民政府は彼らを保護する。宗教を信じるものと不信心の者との自由は平等であり、それによって差別することは許されない」と述べている。

国外問題については、『中国革命と中国共産党』の

中で、列強諸外国が中国に宣教するのは帝国主義に基づく中国侵略の一形態であるとして警戒を呼びかけている。毛沢東は、軍事的、政治的、経済的侵略と同様、宣教は文化侵略政策であるとして、「宣教はすでに侵略政策の実施の一つです。その目的は広大な中国人民を愚弄することにある」と語っている。また、毛沢東は1844年に米中の間ではじめて交わされた「望厦条約」で、通商の強要の他、米国人宣教師の受け入れを強要された例を取り、帝国主義諸国は、この方法で、精神的、文化的侵略を長期にわたって行ってきたと指摘し、中共第7期第2回中央委員会総会で、「国民党時代の売国的条約を解消し、帝国主義的な経済事業と文化事業を払拭する」と述べている⁽³⁾。毛沢東のこうした論述によって、新中国成立後に、キリスト教会などを中心に中国独特の「独立自主の運営」の方針が固められることとなった。

一方、周恩来は、李維漢らとともに、宗教問題を認識する見方として、中国の宗教は「五性」、すなわち、群衆性、民族性、国際性、長期性、複雑性を有すると分析した⁽⁴⁾。しかし、これはあくまで宗教を社会的な諸相から分析したものであり、宗教の本質に対する毛沢東の分析とは異なっている。

この分析に基づいて周恩来は、1950年5月、「宗教にその宗教の本来の面目を取り戻させる⁽⁵⁾」の中で、次のように述べている。「宗教の本来の面目とはなにか。どのように理解すべきか。宗教は一種の個人の思想信仰、個人の私事であったが、搾取階級が発生した後は、彼らが人民の精神を統治するための棍棒となった。建国以後、社会制度の根本的変革にもなると、宗教は帝国主義と一切の搾取階級の統制利用を脱却し、社会主義国家は宗教信仰自由の政策を実行し、次第に宗教を個人の私事にもどし、宗教を一部の思想信仰とした。・・・彼ら（宗教信徒）は絶えず愛国主義、社会主義の教育を受け、新しい社会への情熱を生んでいる。しかし、彼らはまた宗教信仰者であり、心には神、菩薩、真主があり、伝統的宗教思想の中の消極的要素をもっており、それも彼らに働きかけている。二つの思想の闘争は回避できないが、しかし大多数の人では、信仰が彼らの目の前の素晴らしい生活のための努力を妨げることはない。・・・彼らの見方からすれば、宗教は真理であり、

社会主義も真理であり、両者は並存でき、彼らの言葉をかりれば『愛国と愛教は一致する』ことになる。宗教は経済的基礎から大変離れたイデオロギーである。宗教は搾取階級の長期にわたる細心の加工を経ており、その顔に押された階級の烙印は、短期間のうちに完全に消去することは不可能である。この烙印を完全に消去するには社会主義の長期なる発展と、人々がこれを保つ常なる主観的努力を持たねばならない。」

このような記述からも分かるように、周恩来にとっての宗教の主な問題とは、宗教の本質に起因するのではなく、封建社会の搾取階級が人々の統治の手段として宗教を利用し、宗教もまたその政策に迎合してきたことにあると見ていた。この点が、宗教そのものを否定的に見ていた毛沢東との違いである。

そして、社会主義に基づく新国家建設において、宗教が必ずしも不利益ではないと観察していた周恩来は、一貫して宗教界との統一戦線を建設する事業に努力し、文化大革命期においてさえ宗教界を保護し続けた。

2. 建国期の宗教政策

「建国の初期において、宗教の複雑性は、とくに信仰問題と政治問題とが、一つに絡みあっている状態を呈していたことにあり、事業の重点はどうやって異なった性質の矛盾を区別し、宗教信仰の自由を保障する条件のもとで、宗教徒を教育して団結させ、帝国主義と国内の反動分子が宗教を支配し利用する局面を改変して、その政治的影響を取り除くかにあった(6)」。この記述は、1984年4月に上海社会科学院宗教研究所から出された研究論文に掲載されたものであるが、この記述からも分かるように、建国当初の宗教政策は、①信仰の自由の保障、②反共勢力から宗教徒を切り離す、③新中国建設に宗教徒をいかに協力させるか、の3点に重点がおかれていたといえる。

また、新中国建国当初、国内は未だ内戦状態が続き、共産党の支配は確立されていなかった。そうした不安定な状況の中で、中国政府は帝国主義や封建勢力が宗教を利用して中国革命を妨害しているとみ

なした。そこで、「中国共産党と人民政府は、堅く信教自由政策を実行して宗教徒の愛国統一戦線を発展させ、広大な信教群衆を団結させて政治運動に結びつけ、反帝国主義の愛国運動と宗教制度の民主改革を展開して、教会中の帝国主義勢力を徹底的に取り除いて、宗教を羽織った反革命分子と悪質分子を攻撃した」のである。

1949年9月21日～30日にかけて開催された中国人民政治協商会議第1回全体会議には、662名の民主諸派、各界愛国人士、少数民族代表、愛国華僑、人民解放軍代表などともに、7名の宗教代表者が参加した。キリスト教から吳耀宗、張雪岩、趙紫痕、鄧裕志。佛教から趙僕初、巨贊。イスラム教から馬堅の7名である。この会議で採択された「共同綱領」の第5条には、それまでに共産党が解放区において実施してきた信教自由政策に基づき、信教自由の政策が明確に盛り込まれた。即ち、「中華人民共和国の公民は信教自由の権利を有する」との条文である。また、少数民族の信教問題は、特にその第35条において、「それぞれの少数民族は、その言語、文字を発展させ、その風俗習慣および宗教信仰の自由を保持あるいは改革することを有する」と明記された。この信教の自由政策は、全国の宗教信徒に熱烈に支持され、それぞれの宗教組織を通じて喧伝された。その結果、広大な宗教信徒が政府の呼びかけに応じて、反帝国主義愛国運動に参加することとなった。

このような状況の下、1950年6月28日、中央人民政府委員会第8回全体会議において『中華人民共和国土地改革法』が成立された。その第3条には、「祠堂、廟、寺院、学校のなどの所有地を没収し、農民協会を通じて平等に貧苦の農民に分配する。そして、農村中の僧尼、道士、宣教師は、農民同様農業生産に従事し、農民同様に土地と生産手段を分配すること」と定められ、実施されたが、宗教界からの組織的な強い抵抗は見られなかった。

また、1950年7月、中共中央は、カトリックとキリスト教会に対して、一つの記事を提出した。そこには、「マルクス主義者は徹底的な無神論者で、宗教は人民の覚悟にとって有害であると考え。しかし、マルクス主義者は、群衆の宗教信仰問題は一種の歴史的必然性に基づく、社会・群衆問題と見なして対

処し、行政命令による拙速かつ簡便な方法で対応することに反対する」とした上で、中国キリスト教界が愛国主義運動を高揚し、帝国主義勢力からの影響を受けることに反対した。それに従って、中国のキリスト教会は、外国の影響を徹底的に取り除いた独立自主のキリスト教会を生み出すこととなった。

一方、1951年6月、中共中央は、漢民族佛教問題に関する文章で、「佛教は中国の長い歴史の中に生き続け、封建的政権が農民から搾取する道具となってきたが、この100年を振り返っても、佛教は依然として一部の漢民族の間で信仰され大きな影響を与えている。また、佛教は、モンゴル族やチベット族の間で極めて高い信仰を集めている。故に、佛教問題に関しては、民族問題との関連を考慮し、慎重な対応策をとらなければならない」と指摘した上で、佛教界の反革命分子やスパイを徹底的に取り除く運動を最重要課題として提示した。それを受け、中国仏教界では、内部の反革命分子の摘発を行なった。

さらに、土地改革運動と宗教信仰自由政策の普及に伴い、宗教職業人員（専従者）の布教と宗教活動が問題になってきた。そこで、1950年9月、政務院内務部は、政策上の重要な指示を行った。つまり、「外国籍の宣教師は、教堂内の布教を除き、外出して伝導することを禁ずる。中国人宣教師の外出での布教や正当な教務活動は、土地改革地区や作戦地区など以外では干渉されない。社会秩序の安定のために、他の団体が教堂内で反宗教的な宣伝を行うことはできない。教派間の論争は、社会秩序に影響を与えない範囲において政府は関与しないが、社会秩序に影響するような事態には干渉あるいは制止する。教会は一般教義を宣伝するための書籍や雑誌を出版することが出来るが、『共同綱領』を侵犯するような内容を掲載することは許可されない。教会の学校（ミッションスクール）は、政府の法令を遵守し、政治教育を必修とする。そして、信仰を持つ学生と不信心の学生は相互に尊敬し合い、団結して反帝国主義と特務分子に対抗する。また、教会が、正当な方法で信者に募金をしたり、自発的な寄付を募ることに政府は干渉しない」などである。

政協会議共同綱領に基づき、人民代表大会の準備が進められ、各地の人民代表大会が続々と開会され

た。宗教界からも各地の人民代表大会の代表に当選して、宗教界の社会的地位を高める者が現れた。1954年9月15日、北京で開催された第1回人民代表大会第1次会議には、民主諸党派の代表、著名な文化芸術、科学教育、商工業界の代表の他、宗教界の代表者を含む1,226名の代表が参加した。宗教界から当選した代表者は、キリスト教プロテスタントの吳耀宗、陳見真、鄧裕志、吳貽芳、佛教の喜饒嘉措、趙僕初、葛喇藏、阿旺嘉措、能海、赤江、松布、松謨、及びカトリックの李維光、胡文耀の14名であった。この会議の中で、チベット佛教指導者のダライ・ラマ14世（1959年インドへ亡命）が全国人民代表大会常務委員会副委員長に、キリスト教プロテスタントの吳耀宗が同常務委員に選ばれた。また、同大会で制定された中国史上初めての社会主義型憲法の第八十八条には「中華人民共和國公民は宗教信仰の自由を有する」と規定された(7)。

3. 文化大革命期の宗教と政策

毛沢東の奪権闘争の結果、中央政界から反毛勢力が一掃された文化大革命であったが、この時期の政界は必ずしも一枚岩ではなかった。四人組に代表される極左グループ（保守派）、軍部を背景とする林彪などの勢力、さらに、周恩来に代表される党政実務官僚などの現実主義勢力（実務派）の三者による三つ巴の権力闘争が行なわれていたのである。

宗教界への影響の観点で言えば、四人組など極左指導者に扇動された紅衛兵らによって、宗教施設が破壊され、宗教者は彼らの批判闘争に曝されて冤罪を被った一方、周恩来らの斡旋によって、その宗教施設や宗教者を現場で保護したのは人民解放軍（軍部）であった。

1) 四人組による宗教政策

1966年8月に開催された中共第8期第11中央委員会総会（8期11中全会）において、陳伯達、江青は「統一戦線部を砲撃する」と題する演説を行い、中共中央統一戦線部は“修正主義の司令部”であると断言し、宗教工作（事業）部門へは、投降主義、

修正主義の帽子（レッテル）を貼って、その存在は“妖怪変化の保護所、保護傘”であり、その部門に従事する幹部は“地主階級、資産階級の孝行息子、従順な孫”であると批難した。この後、それまでの党の宗教に対する政策方針は全面的に否定され、1969年4月、若干の人員と部門を残して、国務院宗教事務局の幹部と、在京の全国的規模の宗教団体の聖職者と職員は地方へ追放となり労働に従事することとなった。また、各地の地方政府宗教事務部門も糾弾を受け、同様に廃止へと追い込まれていった。

文化大革命中、宗教問題に対する極左思潮は絶頂に達し、宗教は“四旧打破”の重点領域と見なされた。そのために、例えば、“徹底的に一切の宗教を滅ぼそう”“一切の宗教組織と宗教団体を解散させよう”“宗教職業者を取り締まろう”“徹底的に一切の経堂寺院を破壊しよう”などといった内容の大きな文字の標語や張り紙が宗教施設の周囲の随所に見られるようになった(8)。

2) 周恩来による宗教保護

文革期にあつて、宗教者ならびに宗教施設への暴力的行為から、それらを保護しようとした中心的人物は、周恩来総理と李富春副総理であった。

1966年8月、北京に“四旧打破”の嵐が吹き荒れている中、“滅びる”と題したイスラム教の宣伝ビラが配布された。当陳毅副総理兼外交部長からこの報告を受けた周恩来は、事態を重く受け止め、国務院宗教局に事態の調査とビラの回収を命ずる一方、紅衛兵との接見の際に、「イスラム教の信仰問題は特に尊重しなければならない」と言及するなどして事態の收拾に努めた。その後、中共中央統一戦線部と国務院宗教事務局は宗教問題に関する調査をまとめ『文化大革命中における宗教関係事業推進問題に関する意見』を起草した。

また、周恩来の指示の下、四川新都の宝光寺や、北京の雍和宮ならびに白雲觀、承徳の外八廟、広東曲江の南華寺、上海の玉佛寺など著名な佛教道場の寺觀は閉鎖され、軍隊が駐留して紅衛兵による破壊から保護された。同時に、周恩来は、宗教界上層者の保護にも努めた。例えば、周恩来の指示に造反し

た紅衛兵によって拘束されたパンチェン・ラマ 10世が、周恩来による軍隊派遣によって保護されるなど、少数民族の宗教指導者の保護も指示された。李富春副総理は、統一戦線部と宗教事務局による調査研究に当たり、宗教者の保護に注意を払うように指示を出した。こうした努力によって、在京の宗教界上層者の多くが文化大革命の災禍から免れ、地方の宗教者も周恩来総理を中心とする党と国家から保護を受けた。

また、周恩来は、宗教の国際性を重視し、文革の初期から、中国在住外国人の宗教生活上の必要性を考慮して、国務院に命じて北京の宣武門カトリック教会や上海桃園モスクなどを外国人に解放させた。

1971年、わずかな人員を残して大多数が下放して労働に従事させられていた国務院宗教事務局の職員は、周恩来の指示により北京に呼び戻され宗教業務に復帰した。1972年には、周恩来総理の指示によって、中国佛教協会と中国イスラム教協会が事業を再開した。同時に、河南洛陽の白馬寺、北京の広濟寺、浙江の天台山国清寺、抗州の靈隱寺、西安の興教寺などの営みも再開された(9)。

3) 文化大革命期の宗教

宗教者も、主に地元の統一戦線宗教事業に携わる幹部を通じて、中央の周恩来に陳情して宗教施設並びに宗教者の保護を願い出るなどした。また、多くの寺堂では、貴重な文化財である字画を自衛するため、木の板などでその上に覆いを作り、その上に毛沢東語録や革命標語を貼って破壊から守った。また、ある教堂や寺では、貴重な事物の上を泥で固めて破壊を免れるための自衛手段をこうじた。

10年間の動乱の期間に、信仰活動が本当に停止したわけではなく、開かれたものから隠れたものへ、集中したものから分散したものへととなっただけであった。あるときは特殊なやりかたもあり、例えば、西南のある県のキリスト教徒は、人に見聞きされない空き地で「野原の礼拝」を行った。貴州省のある地のある教徒は夕刻から朝まで地下室で宗教活動を行った。入り口の坂の上に鳥籠や犬小屋を置いて隠し、外には人をやって見張りをさせた。浙江省温州

のある青年は、夜中に数里も歩いて山の上に集まって礼拝した。当事者の回想によれば、このような秘密の活動は、開かれたものに比べてさらに激しく宗教徒の情熱を掻き立てたという。教徒は宗教信仰の故に迫害にあうと、さらに彼らに護教の心を発生させることができ、それがほかの教徒をも一層動揺させなくした。たとえば浙江省のある地のキリスト教徒の多い地では、三人の女性が信仰のために頭を丸められてしまった。彼女たちは「頭は剃られても心は剃られません。私達は神の御前でさらに一步進みました」と言った。あるところでキリスト教徒が逮捕されたとき、ほかの教徒は知りあいであろうがなかるうが、誰もが日用品を送って慰めた(10)。

中国仏教協会 40 周年記念誌で趙僕初前会長は、すでに 1964 年から 1965 年にかけて、仏教事業に関して極左的な批判が向けられたことにより、仏教協会の機関誌『現代仏教学』が廃刊に追いやられるなどの試練を経験したことに触れた後に、「1966 年から 1976 年の文化大革命期に、中国仏教協会の事業は強制的に停止させられ、大量の寺院が破壊され、多くの仏教者が批判闘争を受けて、中には冤罪が晴れずに死んでしまった者もいた。また、ほとんどの僧尼が寺院から追放され、仏教文化事業体や地方の仏教協会組織を含む全ての仏教事業が停止させられた。しかし、周恩来総理などの一世代上の党幹部が、非常に困難な状況下にもかかわらず、特に著名な寺院や仏教文化財を保護してくれたことを忘れることができない」と述べている(11)。

また、中国仏教協会 50 周年記念誌の中の「中国仏教協会慈善公益事業五十年」と題する文章には、「文革中には、宗教界の諸般の活動が停止したために、仏教界の慈善公益事業も頓挫した。しかしながら、地方の一部では、仏教徒が引き続いて黙々と、貧民救済や病人の治療、植林活動などの慈善公益活動を続けていた(12)」とある。

文化大革命は中国仏教界にとって災禍以外の何ものでもなかったが、被害に遭いつつも、それまで行ってきた仏教の慈善事業(菩薩行)を黙々と続けていた信徒の存在があったことに、一筋の光明を見出すことができ、文革の労働改造に曝されながらも、仏教信仰を守りつづけた僧尼や居士も数多く存在し

たのである。そればかりか、上海社会科学学院の 1984 年の調査研究には、「10 年の動乱の時代、人々は自分の身に直接の災いがなくとも、将来が明確ではないことで、暗澹として宗教に転じてしまったこともある。たとえば福建省のある県の 800 余名の僧尼のうち半数以上は文化大革命の時代にこっそりと出家した人たちであり、このことは当時の社会の状況と疑いもなく直接的な関係がある(13)」と述べられている。

これらの事例は、四旧打破のスローガンを掲げ、四旧の典型として宗教界を攻撃した文革派の闘争は、宗教施設を破壊し、活動を停止することはできたものの、その目的であった「迷信の一新」どころか、かえって信者の信心を深め、新たな信者を生み出すという皮肉な結果に終わったことを意味している。つまり、四人組は、政権闘争に敗れただけではなく、その思想上の敵であった宗教界にも敗れていたのである。他方、文化大革命は、中国宗教界にとって苦難の時代であったと同時に、将来の宗教界を支える信心強固な人材を生み出す胎動の時代でもあったといえる。

4. 改革開放後の宗教と政策

1) 中国宗教の現状

政府の発表によれば、現在の宗教信者は 1 億人以上、宗教聖職者は約 30 万人おり、宗教活動場所 85,000 か所、宗教団体は 3,000 余りである。宗教団体が聖職者を育成する宗教大学や学校は 74 校運営されている。また、中国には、中国仏教協会、中国道教協会、中国イスラム教協会、中国カトリック愛国会、中国カトリック主教団、中国キリスト教三自愛国運動委員会、中国キリスト教協会など全国的な宗教団体がある。各宗教団体は各自の規約に基づいて指導者と指導機構を選出する。中国の宗教団体と組織は、世界仏教徒聯誼会、イスラム事務最高理事会、世界宗教者平和会議(WCRP)、アジア宗教者平和会議(ACRP)、世界キリスト教連合会など世界的な宗教組織に参加している(14)。

2) 現代の宗教政策

文革後の1978年の憲法にも「信教の自由」がうたわれていたが、同時に「無神論を宣伝する自由」が規定されていた。1982年の第5期全国人民代表大会第5回会議で全面的に改正された新憲法では、「無神論を宣伝する自由」は削除され、あらためて次のように「信教の自由を有する」と規定された。

「(第35条) 中華人民共和国の国民は、信教の自由を有する。いかなる国家機関、社会团体または個人も、国民に宗教の信仰または宗教の不信を強制してはならず、宗教を信仰する国民と宗教を信仰しない国民を差別してはならない。国家は、正常な宗教活動を保護する。いかなる人も、宗教を利用して社会秩序を破壊し、国民の身体・健康を損ない、国家の教育制度を妨害するなどの活動を行うことはできない。宗教団体と宗教事務は、外国の勢力による支配を受けない(15)」

また、刑法第251条には、「国家工作員で不法に公民の正当な宗教信仰の自由を剥奪したり、少数民族の風俗習慣をはなはだしく侵害した者は二年以下の刑に処す」とあり、信教の自由が法的にも保証されるようになった(16)。また、「民族区域自治法」、「民法通則」、「教育法」、「労働法」、「義務教育法」、「人民代表大会選挙法」、「村民委員会組織法」、「広告法」などの法律は、いずれも公民の宗教信仰の自由という権利の保護について具体的規定を行っている(17)。

1982年には、それ以後の宗教政策の基準とされる共産党の政策も発表された。中国共産党の理論誌『紅旗』(82年第12期)の巻頭論文に「社会主義段階の宗教問題に関する党の基本政策」(同紙編集部執筆)と題する論文が発表された。この論文のなかでは、文革期に党が宗教を抑圧する「左の誤り」を犯したと自己批判し、今後もこのような左傾路線に反対すべきだ、と主張されている。具体的な政策として、①各宗教が宗教活動を行なう場所を保障し、だれもそこで無神論などを宣伝してはならない、②過去に無実の罪を受けた宗教指導者の名誉回復を急ぎ、宗教界の知名人や知識分子を優遇する、などの政策が取られることが示唆された(18)。

また、同年中国共産党中央が発表した『關於我国

社会主義時期宗教問題的基本觀點和基本政策』(19号文件)では、宗教信仰の自由を認めながら国家統合を維持するための指針が示された。この文件では、①党と政府はマルクス主義の立場から最終的には「宗教」の消滅を目指すとしながらも、社会主義発展段階の過程で早急な宗教消滅は不可能とし、「宗教」の存在は認められるべきで、宗教信者への差別は認められないとしている。②また、「いくつかの少数民族ではほとんどすべての人たちが同じ宗教を信じており、イスラム教やラマ仏教のような場合で、そこでは宗教問題と民族問題はいつも一つに交じって起こる」とされ、「宗教の熱狂を利用して人民を分裂させ、民族間の団結を破壊するようないかなる言論や行動にも警戒し、反対しなければならない」と述べられている。③さらに、この文件では、宗教に対する外国からの干渉に特別に注意を払い、パチカンが中国国内のカトリック司教を任命することや、海外のカトリックやプロテスタントがミッションを派遣してくることを警戒している。この方針に従って、1994年に「中華人民共和国国内の外国人宗教活動管理規定(19)」が公布され、7年後の2000年に、国家宗教事務局は、「中華人民共和国国内の外国人宗教活動管理規定実施細則(20)」を別に公布した。同細則は前者を細分化し、補足し、完全なものにし、操作可能性を強めたものである。同「実施細則」は以下のような規定をしている。

「中国の国内にいる外国人は自らの宗教信仰に基づき、法によって登録した寺院、宮観、モスク、教会で宗教活動に参加することができる。中国の宗教社会団体の同意を経て、国内にいる外国人は中国の宗教聖職者を招いて各宗教の習慣に基づいて自分のために洗礼、婚礼、葬式、法事、法会などの宗教儀式を行ってもらえることができる。外国人は関係ある宗教文化学術交流のプロジェクトあるいは取り決めに基づいて、宗教文化学術交流に用いる宗教用品を携帯して入国することができる。(しかし、中国社会の公共利益に危害を加える恐れのある宗教印刷物や制品を持ち込むことは禁止されている—「管理規定第6条」)。認可を経て外国の宗教聖職者は中国の宗教活動場所で経文を講義し、道を説くことができ、中国の宗教関係の大学と学校で教壇に立つこともで

きる。中国の宗教団体は関係規定に基づいて関係者を選んで外国に留学させることができ、外国人も中国の宗教関係大学と学校に留学することができる。国内にいる外国人が集団で宗教活動を行う問題については、同『細則』は、県クラス以上の人民政府の宗教事務部門が認可し、法によって登録した寺、観、教会などの宗教活動場所内で行うべきである、特殊な原因がある場合は、省クラス人民政府の宗教事務部門の指定した臨時宗教事務活動場所で行うこともできる」。

「実施細則」は独立自主に宗教を運営する原則をいちだんと体现し、外国人が中国国内で宗教活動を行う時、中国の法律、法規を順守すべきであり、いかなる方式にせよ中国の宗教事務に干渉してはならないことに対し、具体的かつ明確な規定を行っている(21)。

これらの事柄は、中国政府が「主権」の問題にとりわけ関心が高いことと平行している。

5. 信教の自由をめぐる日中宗教政策の相違

前述のように、現代の中国憲法第35条には、信教の自由について次のように規定されている。

「中華人民共和国の国民は、信教の自由を有する。いかなる国家機関、社会团体または個人も、国民に宗教の信仰または宗教の不信仰を強制してはならず、宗教を信仰する国民と宗教を信仰しない国民を差別してはならない。国家は、正常な宗教活動を保護する。いかなる人も、宗教を利用して社会秩序を破壊し、国民の身体・健康を損ない、国家の教育制度を妨害するなどの活動を行うことはできない。宗教団体と宗教事務は、外国の勢力による支配を受けない」。

一方、日本国憲法は、第20条で、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。2. 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。3. 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と明記している。また、宗教法人法第1章「総則」第1条の2では、「憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重され

なければならない。従って、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない(22)」とされている。

また、日本政府の所轄庁の解説によれば、「信教の自由の内容とは、①信仰の自由（内心において宗教を信じ、又は信じない自由）、②宗教上の行為の自由、③宗教上の結社の自由などが含まれると考えられている(23)」。

この両国の法規を比較すると、共に個人の信教の自由は保障されているものの、明らかに中国側は、国家による宗教活動の認証範囲規定であり、日本は、政教分離の明示と宗教団体の法的能力に対する規定であることが分かる。

もともと、日本の宗教団体も、日本社会の一員である以上、日本の刑法をはじめとする罰則規定の枠外にあるわけではない。所轄庁の説明でも、「信仰に基づき、あるいは信仰にともなって何らかの外部的な宗教上の行為が行われる場合においては、その行為も原則として自由であるが、その行為が他人の権利・自由に対して何らかの害悪を及ぼす場合などにおいては、公共の福祉による制約を受けることがあると考えられている(24)」とされている。宗教法人法第1章第11条「宗教法人の責任」には、「宗教法人は、代表役員その他の代表者がその職務を行うにつき第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。2. 宗教法人の目的の範囲外の行為に因り第三者に損害を加えたときは、その行為をした代表役員その他の代表者及びその事項の決議に賛成した責任役員、その代務者又は仮責任役員は、連帯してその損害を賠償する責任を負う(25)」と記されている。また、第9章第81条「解散命令」では、「裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。1. 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと(26)」とされている。

しかし、日本の宗教法人の所轄庁は、民法法人に対するような一般的な監督権限を有しない(27)、の

である。

このように両国の宗教法規を比較すると、中国における宗教に対する自由とは、あくまでも、個人の信教の自由を保障するものであり、宗教活動は政府の設ける認証範囲内でのみ認められていることが分かってくる。

日本の宗教法人法では、「教義をひろめ、儀式行事を行い、その他の宗教上の行為を行うことを制限されない」となっている。しかし、中国の宗教法規では、「国家は、正常な宗教活動を保護する。いかなる人も、…国家の教育制度を妨害するなどの活動を行うことはできない。宗教団体と宗教事務は、外国の勢力による支配を受けない」、などの制限が加えられているのである。その上、前項で考察したように、宗教活動を行える場所は、予め行政から認可を受けた場所のみに限られ、それ以外の場所で布教活動することは禁止されている⁽²⁸⁾。つまり、訪問布教や路上布教は、当局による処罰の対象になることを意味しているのである。

また、中国の憲法で国家が保護するとある「正常な宗教活動」の“正常な”が意味する内容は曖昧である。これはつまり、当局にとって不都合な宗教活動を“正常ではない”として処罰する余地を残していることを意味しているといえる。

また、国家の教育制度を妨害することが出来ないということは、中国政府の提示する社会主義教育に対して、宗教上の理念から反対することを許されていないということにも繋がる。つまり、イデオロギーや言論の自由の面でも、国家による統制を受けているということである。

さらに、「宗教団体と宗教事務は、外国の勢力による支配を受けない」と明示されているように、キリスト教やイスラム教のように、国家の枠組みを超えた世界的な組織を形成している宗教教団の傘下に中国の信者が入ることは許されていないばかりか、外国の宗教団体が中国国内で布教することも認められていないのである⁽²⁹⁾。よって、現在でも、外国の宗教団体が中国国内で宗教活動、及びそれに類する活動を行う場合には、中国の宗教団体（中国仏教協会等）や友好団体などを通じて、予め当局の許可を得ることが必要となっているのである。

このように、両国では、個人の信教の自由は共に認められているものの、布教活動の自由においては、大きな差異が存在しているのである。

おわりに

中華人民共和国建国以前から、中国の宗教界、とりわけ仏教や道教は、清末の太平天国の乱や、民国時代の「廟産興学運動」、あるいは軍閥による略奪、さらに、日中戦争や国共内戦の戦火によって、その宗教施設を没収されたり、破壊されて散々に痛めつけられていた。また、民国時代には、政府にどんなに働きかけても宗教者の政治参加は認められなかった。無論それは、日本の宗教法人法に盛り込まれた政教分離政策とは違い、宗教団体の権利などを獲得するために政治に対して意見具申をする術がないことを意味していた。このように、中国の宗教界にとって暗黒の時代の中で、共産党幹部が喧伝する「信教の自由の保障」や、「政治への宗教代表者の参画の誘い」は、一筋の光明として当時の宗教指導者に映ったとしても不思議ではない。

何故、唯物史観に基づく社会主義という、本来、唯心論的宗教を認めないはずの思想を基盤とした中国共産党が、国内の宗教を容認したかについては、本稿の1でふれた。しかし一方、そのような共産主義政権に、何故、当時の宗教指導者が率先して協力し、それぞれが信奉する宗教理念とは異質の社会主義思想を宗教者に学ぶように奨励したかについては特に言及しなかった。著者は、この点に関して、近代において中国宗教界がおかれていた厳しい社会的状況が、その後の共産党政権下において、宗教者とその協力者へと駆り立てた一つの要因であったと考える。このことは、太平洋戦争後の日本の大方の神道、仏教界（一部を除く）の反応と好対照をなしていた。つまり、前時代が悪すぎたので、共産党政権の方がまだ良く思えたということである。

その結果、文化大革命の勃発まで、中国の宗教界は、自己の経済的基盤を失うことをも顧みず、毛沢東の指導する土地改革に従順に従ったり、内部の反革命分子を摘発したり、外国勢力の排斥という政府方針に従って、独立自主の三自運動等を展開するな

ど、さまざまな場面で政府の方針に協力し続けた。このことは、中国政府の側からすれば、宗教界は、政策を推進する上で都合の良い存在であったことを意味している。このように、本来、社会主義社会では認められないはずの宗教の存在を認めたことが、中国共産党の柔軟性と老獪さを端的に表し、その老獪さによって、中国共産党は、人心を集め、国民党との内戦に勝利して政権を確立し、その柔軟性によって、今日の改革開放経済政策を成功へと導いていると考えられる。

しかし、それは同時に、建国当初から社会主義による国家建設の夢を不可能なものにする要素を自らの中に取り込んでしまったことをも意味していた。何故ならば、宗教界という社会主義とは別の価値観を持つ集団を社会に温存していたからである。そのような状況では、純粋社会主義国家の建設など達成できようがない。そこで、そのことに気づき、社会主義による国家体制の引き締めを強行に押し進めた文革派の極左グループが、宗教を目の敵にして、その撲滅キャンペーンを展開したことは、社会主義信奉者にとっての当然の行動であったのではないだろうか。

しかしながら、文革という社会主義革命は、結局、革命の敵と見なされた宗教者を、かえって善人として社会の中に際立たせ、多くの人々を宗教へと駆り立て、宗教者をしてその信仰を深めさせるという皮肉な結果に終わったのである。これはまた、「権力や暴力で人々を心から従わせることはできない」ということの証左でもある。よって、中国政府は、力によって宗教を弾圧することなく、宗教の本質と社会的役割を見極め、宗教人士との合意のもとで宗教政策を打ち出していくべきであると考えられる。

いずれにしても、現代の中国共産党政権の宗教政策は、基本的には建国当初とあまり変わっていない。個人の信教の自由は認められているものの、今も宗教活動は整然と統制され、外国の宗教者の国内布教は認められていない。このような状況が、経済発展に伴って顕在化するであろう個人的権利の主張の増大などによる社会変革の中で、どのように変わっていくのか、いかないのか。中国宗教界を取り巻く変化を観察することは、中国社会の変化そのものを観

察することに繋がると筆者は考えている。

注

- (1) 中華人民共和国国務院新聞弁公室編『中国的宗教信仰自由状況』、1997年10月、1頁。
- (2) 毛沢東「湖南農民運動視察報告」、西順蔵編『原典中国近代思想史第五冊—毛沢東思想の形成と発展』、1976年11月25日、126-131頁。
- (3) 《当代中国》叢書編輯委員会編『当代中国的宗教工作（上）』、当代中国出版社、1999年1月、55-58頁。
- (4) 永井政之「社会主義の宗教政策—抄訳『中国社会主義時期の宗教問題』—」、駒澤大学佛教学部研究紀要第47号、平成元年3月、200頁。
- (5) 永井政之「社会主義の宗教政策—抄訳『中国社会主義時期の宗教問題』その四—」、駒澤大学佛教学部研究紀要第51号、平成5年3月、190頁、『周恩来統一戦線文選』181頁。
- (6) 前掲「社会主義の宗教政策—抄訳『中国社会主義時期の宗教問題』—」、202頁。
- (7) 前掲『当代中国的宗教工作（上）』、61-70頁。
- (8) 同上、127頁。
- (9) 前掲「社会主義の宗教政策—抄訳『中国社会主義時期の宗教問題』—」、215頁。
- (10) 永井政之「社会主義の宗教政策—抄訳『中国社会主義時期の宗教問題』その五—」、駒澤大学佛教学部研究紀要第52号、平成6年3月、182-183頁。
- (11) 中国仏教協会編『中国仏教協会成立四十周年記念文集』、1993年10月、3頁。
- (12) 中国仏教協会編『中国仏教協会五十年』、2003年9月、326頁。
- (13) 前掲「社会主義中国の宗教政策—抄訳『中国社会主義時期の宗教問題』—その五」、182-183頁。
- (14) 「宗教の信仰」、『中国网』、2004年5月21日、<http://www.china.org.cn/japanese/81214.htm> 「政治体制—宗教」、『中国网』、2003年8月6日、<http://www.china.com.cn/ja-shuzi/1/zti-zj>。

[htm](#)

前掲『中国的宗教信仰自由状況』1997年10月、1頁。

- (15) 財団法人自治体国際化協会「中国の宗教事情」『海外事務所だより、北京事務所』、2003年7月23日。

<http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/jimuso/123PEKIN/INDEX.HTM>

- (16) 鎌田茂雄著『新中国仏教史』、東大出版社、2001年7月11日、297頁。

前掲『中国的宗教信仰自由状況』、8頁。

- (17) 同上、4頁。

前掲「政治体制—宗教」、『中国网』。

- (18) 広池真一「チベットの活仏と中国の宗教政策」『現代宗教2001』、東京堂出版、69頁。

- (19) 「中華人民共和国境内外国人宗教活動管理規定」、中華人民共和国國務院令第144号、1994年1月31日。

- (20) 「中華人民共和国境内外国人宗教活動管理規定実施細則」、国家宗教事務局令第1号、2000年9月26日。

- (21) 北京週報「中国で宗教活動はとても正常に行なわれている」、2003年7月23日、5頁。

<http://www.pekinshuho.com/2002-14/fm14-1.htm>

- (22) 『宗教法人法』、大空社、1996年1月25日、2頁、11頁。

- (23) 文化庁文化部宗教課内宗教法人研究会編著『Q&A 改正宗教法人法』、ぎょうせい、1997年1月31日、P16。

- (24) 同上、P17。

- (25) 前掲『宗教法人法』、23頁。

- (26) 同上、140頁。

- (27) 高松典雄、原克己共著『知っておきたい宗教法人法』、文部省印刷局、1996年11月1日、47頁。

- (28) 国家宗教局政策法規司編「宗教活動場所管理条例」、1994年1月31日、國務院第145号令發布、『中国宗教法規政策読本』、宗教文化出版社、2000年8月、116-118頁。

- (29) 前掲「中華人民共和国境内外国人宗教活動管理

規定」、及び「中華人民共和国境内外国人宗教活動管理規定実施細則」。

(Received: May 31, 2004)

(Issued in internet Edition: July 1, 2004)